

みどり認定者ネットワークだより（創刊号）

令和8年4月15日配信発行

みどり認定者が環境負荷の低減に取り組む上で役立つ情報をお届けします。

==トピックス=====

1. 「みどり認定者ネットワークだより」を創刊します！
2. みどりの食料システム戦略推進交付金の要望を受け付けています！（4月中旬～5月中旬）
3. みどり投資促進税制の対象機械が増えました！
4. 畜産でも環境負荷低減の取組を進めましょう！

=====

-
1. 「みどり認定者ネットワークだより」を創刊します！
-

化学肥料・農薬の使用低減など環境に配慮した農業生産を行う際に、代替資材にはどんなものがあるのか、除草作業を省力化するための機械を導入したいけれど活用できる補助金はないかと探したことはありませんか？農林水産省では、「みどり認定者ネットワークだより」を創刊し、このような場合に役立つ情報を、みどり認定者（※）の皆様にも月1回程度のペースで配信します。

（※）「みどり認定者」とは、化学肥料・農薬の使用を低減したり、温室効果ガスの排出を削減するなど、環境に配慮した農業生産活動に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた方です。興味のある方は、都道府県のみどり認定担当までお問い合わせください。

2. みどりの食料システム戦略推進交付金の要望を受け付けています！（4月中旬～5月中旬）
-

農林水産省の補助事業である「みどりの食料システム戦略推進交付金」には、農業者・事業者の方が環境負荷低減の取組を行う際に必要となる農業用機械・施設などの導入や実証に活用できる支援事業があります。

現在、本交付金の活用を希望する方からの要望を受け付けています。要望の受付は都道府県を通じて行いますので、ご関心のある方は、都道府県又は市町村役場にご相談ください。

なお、受付期間は都道府県によって多少異なる場合がありますので、お早めにご相談ください。交付金の概要はこちら →[251226-6.pdf](#)

3. みどり投資促進税制の対象機械が増えました！

みどり認定者が化学肥料・農薬の低減に資する機械等を導入する場合、所得税・法人税の特例（特別償却）を活用することができます（みどり投資促進税制）。本年4月に、以下の機械を税制対象に追加しました。

(1) 自動水田抑草機「アイガモロボ」（販売：井関農機（株）、製造：（株）NEWGREEN）

水田の土をブラシでかき上げ水を濁らせることにより雑草を抑制し、除草作業の省力化と除草剤の低減に役立ちます。

なお、アイガモロボの定価は1台 25万円ですが、税制特例を活用できるのは取得価額が100万円以上になる場合（4台以上購入する場合）です。詳しくは井関農機の販売代理店までお問い合わせください。

井関農機からのお知らせはこちら→https://www.iseki.co.jp/news_corp/19542/

(2) 電動ラジコン草刈機「ユニモワーズ」（製造・販売：（株）ユニック）

最大45度の急傾斜のある水田畦畔や果樹園でも除草が可能で、除草剤の低減に役立ちます。導入初期の負担軽減のため、リース・レンタルでの導入も可能（その場合は税制特例対象外）ですので、詳しくはユニック（電話：03-5647-9188）までお問い合わせください。

ユニックの事業概要はこちら→midorihou_kibann-237.pdf

最新の税制対象機械一覧はこちら→midorihou_kibann-10.xlsx

4. 畜産でも環境負荷低減の取組を進めましょう！

農林水産分野で発生する温室効果ガスのうち約3割が畜産に由来し、この排出量を削減することは重要です。飼料作物栽培での化学肥料・農薬の低減や温室効果ガスの排出削減に資する飼料添加物の給与、家畜排せつ物の強制発酵の取組等でみどり認定を受けることが可能ですが、以下の仕組みの活用もご検討ください。

(1) 環境負荷低減の取組の「見える化」

生産段階における温室効果ガス削減の取組について、「簡易算定シート」により地域の標準的な栽培方法と比べた削減貢献率を算定し、星の数（等級）で分かりやすく表示する

「見える化」の取組は、本年3月時点で米や野菜、茶などの耕種作物24品目が対象です。

畜産物（生乳・牛肉）については、本年3月に販売実証を開始しました。

報道発表はこちら→https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/260310.html

(2) J-クレジット制度

家畜排せつ物の管理方法の変更等で温室効果ガスを削減した量などを「クレジット」として国が認証する制度で、創出されたクレジットから売却益を得ることも可能です。本年2月に牛のゲップ中の温室効果ガス削減に資する飼料添加物を使用した飼料を給餌する方法論が追加されました。

報道発表はこちら→https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/260220.html

(編集後記)

「みどり認定者ネットワークだより (創刊号)」はいかがでしたか? これからも、みどり認定者を中心に、環境に配慮した農業生産に関心のある農林漁業者のみなさまに役立つ情報を、タイムリーに発信していきます。

まだ、配信登録をしていない周りの農林漁業者にも、本メールマガジンを紹介していただけると幸いです。

配信登録はこちら→<https://mailmag.maff.go.jp/m/entry>

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

TEL : 03-6744-7186